

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、地域福祉保健計画の地区別計画の策定・推進する役割と、身近な日常生活圏域（主に中学校区）で介護・医療などの専門的ケアと生活支援・介護予防等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進する地域の中核的な拠点です。本会は麦田地域ケアプラザの指定管理者として、子どもや高齢者、障害者等、地域に暮らす全ての人たちが孤立することなく地域の一員として、自分らしく暮らせる地域づくりを目指して、次のとおり取り組みたいと考えます。

1. 連合自治会町内会（以下「連合」という）・地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という）　民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という）との連携を強化し、地区社協の定例会を中心に地区全体で福祉課題について検討する場が継続していくよう支援していきます。
2. 個別相談から、地域の方々と共に見守りや支え合いの仕組みづくりにつなげていきます。
3. 福祉の総合相談窓口としての PR を継続し、ケアプラザの機能をより身近に感じていただくため、担当地区で出前講座等 PR の機会を積極的に作ります。
4. 地域人材の高齢化も進んでいるため、人材の発掘、育成、交流の場や活動場所を広げ、若い世帯が活動に興味を持ち、参加が増えるよう支援します。
5. 地域の中での健康づくりを住民主体で取り組めるよう支援をしていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

麦田地域ケアプラザは第3地区連合町内会エリアを担当しています。第3地区連合会エリアは坂道の多い地域です。古くから本牧通り沿いに商店が軒を連ね、その背後に住宅地が広がっています。住宅地に続く坂道や階段がとても急であること、車が進入できない細い路地が多いことも特徴です。そのため、外出機会が少なくなり自宅に閉じこもりがちの方の相談も多く見られます。もう一つの大きな特徴は地区の高齢化率が24%と年々上昇し、特に後期高齢者が多くなっています。また平均世帯人員は1.99人と独居世帯が多く孤立化が今後大きな課題となると考えられます。相談の内容も多問題家族や権利擁護関係が増え、地域とのネットワークの強化や支援の仕組みづくりが必要と考えられます。

各種講座を企画し、地域住民がケアプラザに足を運んでいただく機会をより多く作ります。また各自治会町内会館等の出前講座も充実させます。

1. 買い物等移動支援をはじめ企業との連携等多様な主体と事業を展開していきます。
2. 「困りごと引き受け隊」の支援継続とともに、見えてきた課題から新たな活動やボランティア育成のための講座を開催し、地域人材を育成する機会を作り定着につなげます。
3. 地区社協の定例会で福祉課題について検討していく場を継続支援します。
4. 連合自治会の定例会では、ケアプラザの事業及び広報紙の説明等を継続し、住民にとって身近な施設であることを感じていただくように努めます。
5. 民児協定例会には毎月出席し、ケアプラザの講座等の周知とともに、各自治会町内会館での個別課題の 地区把握に努め、相談から支援につなげていきます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域との連携について

- ・連合・地区社協・地区民児協の会合には定期的に出席し、関係の構築とともに各団体の活動を支援し、連携していきます。また各種イベントや定期的なサロン・食事会等にも参加を継続し、地域の情報収集とともにケアプラザとして協力できることを継続します。
- ・防災拠点「立野小地域防災拠点定例会議」に参画し、実際の訓練や研修等にも協力します。

行政との連携について

- ・毎月の定例カンファにて、個別ケースの共有及び支援策の検討、毎月の地区支援チーム会議にて地域情報を共有し、支援策の検討を実施します。

中区社会福祉協議会（以下「区社協」という）との連携について

- ・毎月の地区支援チーム会議にて地域情報の共有、地区支援の役割分担を明確にし連携を強化していきます。令和元年度に立ちあがった地区社協の定例会議が継続するとともに、福祉課題の解決に向けた見守りのネットワークの形成やボランティア活動が展開されるよう両者で支援していきます。
- ・企業や事業所との連携により買い物等の移動支援の取り組みを区内の中でも先駆的に実施し、活動につながる支援をしていきます。

各団体との連携について

- ・障害児者関係機関との役割の確認とともに連携し、地域住民へ理解を深める講座等を開催しています。
- ・エリア内及び近隣医療機関（開業医、歯科医、薬局など）を訪問し、ケアプラザのパンフレットや地域包括支援センター職員の写真入りカードを配布し、互いの連携につなげていきます。
- ・企業や事業所、学校と連携し、全世帯を対象に地域住民の関心の高い防災に関する講座を開催します。また、企業と連携し、子どものイベントと保護者の講座を同時開催し幅広い世代に自分たちの地域を知っていただく機会を作ります。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

1. 法人の理念

本会の活動理念は「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」です。地域におけるつながりづくりや地域福祉活動を支援し、地域住民、関係団体、区社協や行政等との協働により「誰にも居場所や役割があり、支えあえる地域社会」の構築を目指しています。

2. 基本方針（長期ビジョン・横浜市地域福祉保健計画）について

本会では活動理念の実現に向け「長期ビジョン（2025年度到達目標とした基本方針）」及び「中期計画（長期ビジョンに基づく5年単位の事業計画）」を策定し、5つの重点取組を中心に事業を展開しています。また、横浜市地域福祉保健計画は横浜市役所と本会が共同事務局として策定しており、長期ビジョンや中期計画とも方向性を合わせて推進しています。

3. 業務実績について

本会では、市内における地域福祉の推進を目的とする団体として、多様な実績があります

(1) 小地域福祉活動支援

自治会町内会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会等との協働により、単位自治会町内会圏域や地区域における住民相互のつながりづくり（サロン、子ども食堂等）、見守り活動、助け合い活動の支援を実施。

(2) 区域・市域における重層的な支援体制づくり

市・区社協が連携して小地域から区域・市域における支援体制づくりを展開。

（ボランティア・NPO等と連携した子どもの居場所づくりの推進、社会福祉法人・施設の地域貢献活動の推進、企業と連携した食支援の実施等）

(3) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業、法人後見事業の実施、市民後見人養成・活動支援事業、障害者後見的支援制度の受託実施により、高齢者、障害者等の権利擁護を推進。

(4) 指定管理施設の運営

地域ケアプラザ（17施設）、老人福祉センター（5施設）、地区センター（1施設）、
ウイリング横浜、横浜あゆみ荘、横浜市社会福祉センター

(5) 災害時対応体制の推進

横浜市災害ボランティアネットワーク会議の運営、被災地支援及び支援の経験を踏まえた横浜市における災害ボランティア支援体制の推進

(6) その他

ウイリング横浜の運営を通じた福祉保健人材の育成、ボランティアセンター運営を通じたボランティア活動の推進、障害者支援センター事業による障害者団体支援等

4. 地域ケアプラザ事業への貢献実績

(1) 市内全地域ケアプラザ連絡会の事務局運営

市域での職員連絡会や所長会の事務局を担い、共通課題の検討や研修を実施。

(2) 地域ケアプラザの人材育成

地域ケアプラザコーディネーター共通研修、新任所長研修を受託実施

(3) 生活支援体制整備事業の推進支援

区社協と連携し、地域ケアプラザ等に配置されている2層コーディネーターへの支援（地域課題の検討、研修実施、事業創出、事例集等による取組の可視化）を実施。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

予算の執行状況

予算の執行にあたっては、過不足ないよう支出経過を見るなど予算管理を徹底し、また必要に応じて予算の補正も適切に行ってています。また、平成30年度決算においても計算書類の通り経常増減差額及び当期活動増減差額ともに支障ない運営を行っており、健全な経営に努めています。

法人税等の滞納の有無

法人税や消費税、固定資産税など納税に係る業務については、公認会計士事務所に一部業務を委託し、また同者の指導の下適切な納付に取り組んでいます。現時点で滞納などはありません。

財政状況の健全性

法人全体の財政状況については、月次試算表作成に合わせ流動比率や人件費比率、経費比率などを確認し、情報把握に努めています。また、施設の運営状況については、法人本部と連携し収支状況を常に把握し、収支状況を確認しながら事業活動が滞ることがないように努めています。

法人全体としては市の施設整備に協力した結果の負担がありますが、施設運営に影響を与えるものではありませんので、健全な財務状況となっています。

安定した経営ができる基盤

本会財務状況は、予算管理を徹底することでより安定した経営ができるよう努めています。日々の経費支出から資産等の管理に至るまで、予算の範囲内で行うこと前提とし、必要に応じて予算の補正を行うことで安定した事業活動が行えるよう進めています。

また、本会では平成29年度より会計監査人による監査を行っており、財務・会計等の指導・助言を隨時受け、社会福祉法人会計基準を順守した財務活動をおこなっています。その上でより安定的な経営が行えるよう、内部検討は勿論、所管局でもある横浜市健康福祉局との連携も密に行いながら法人運営に努めています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

<記載場所>

地域ケアプラザ業務の質が高まるよう、福祉における多様な事業を経験した人材を育成し、適切な人員配置を行います。

1 所長予定者の配置について

本会は、市内で多数の福祉施設の運営や幅広い福祉事業を実施しています。所長予定者は、施設管理者として必要な経験のある管理職、もしくは区社協における地域福祉の推進や地域ケアプラザでの勤務実績がある職員を内部登用により配置します。

2 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、介護保険関連の専門職採用による配置や法人内部における地域福祉の推進に意欲ある職員の配置を行います。

本会の人材育成計画及びキャリア形成支援制度による有資格者の確保と法人スケールを活かし、ジョブローテーションにより継続的に適切な人材の配置を行います。

また、外部へ向けて職場説明会や交流会を実施し、有資格者の確保に努めています。

（非常勤職員は、採用にハローワークへの求人やホームページ掲載、新聞折込広告などにより公募を行います。地域の雇用の場としての認識をもち、できる限り地域の方を採用することにより、地域ケアプラザと地域をつなぐ役割を担ってもらいます。）

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1. 本会の人材育成について

本会では「人材育成計画」を作成し、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱として、初任者から幹部までの職位ごとの「求められる職員像」や地域ケアプラザの職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針を踏まえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導を職員ごとに行って人材を育成しています。

さらに、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2. 地域ケアプラザの職員育成について

横浜市と本会が作成した「地域ケアプラザ業務連携指針」や本会独自の以下の指針等に基づき、地域ケアプラザに従事する職員の育成を行っています。これらを定期的に各々の業務能力を確認しながら、自身に不足している部分を明確化し、足りないスキルを向上することで質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいます。

(1) 地域ケアプラザ基本指針

(2) 地域ケアプラザ業務指針

- (3) 5職種連携のあり方（保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援体制整備コーディネーター）
- (4) 地域ケアプラザ自己評価シート
- (5) 地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢

3. 研修計画について

法人の研修計画に基づき、各地域ケアプラザにおいて非常勤を含め研修計画を作成し、職員一人一人が求められる役割を遂行するために必要な研修を実施し知識・技術の向上に努めます。新人育成リーダーの配置を始め、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施ししていくと共に、外部研修にも積極的に参加し、全体的に資質を向上に努めます。

【組織内研修 主な内容】

- (1) 実務研修
 - 介護保険基礎研修
 - 地域ケアプラザ職員研修（5職種連携・相談対応研修等）
 - 介護予防支援研修
 - 地域活動交流 コーディネーター研修
 - 2層生活支援 コーディネーター研修
 - サブコーディネーター・コミュニティースタッフ研修 等
- (2) 職場研修
 - 個人情報保護研修
 - 人権研修
 - 虐待防止研修
 - ハラスメント研修
 - 感染症対応研修 等
- (3) 基幹研修
 - 人権研修
 - コンプライアンス研修
 - 階層別研修（対象別：新採用職員、新人育成リーダー、主任、管理職員など）
 - 地域福祉実践力向上研修
 - コミュニティソーシャルワーク研修
 - 法人全体研修 等
- (4) 課題別研修
 - 苦情解決研修
 - 権利擁護の視点を学ぶ研修 等

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者や障害者の方など様々な市民が利用する施設です。快適・安全に安心して利用していただくために、設備の故障等により利用者に不便をかけることの無いように、区役所と十分な連携をとり施設の維持管理に努めます。また、施設の長寿命化に向け維持保全を計画的に行ってまいります。

12条点検や消防法の規程等に基づいた委託事業者による定期的な整備・点検を実施します。日常的に清掃や整頓に努め、職員間も館内の点検等を通じて不具合箇所の早期発見に努めます。利用者アンケート調査やご意見箱の設置、窓口での応対を通じて、使いやすさと居心地のよい施設利用・活動の場を検証します。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

ヒヤリハットや他施設の事故事例を共有し、日常点検や手順の見直しを行い、未然防止に取り組みます。事故や急病等緊急時には、本会としてその対応の詳細を定めた「事故・ヒヤリハット判断基準及び事故・災害等対応マニュアル」に則り、速やかに区役所等の関係機関へ連絡し、連携を取りながら対応します。利用者等の急な病気、けが等に対応できるように、マニュアルを整備するとともに、AEDを設置し全職員に対して習熟研修を定期的に実施します。また、近隣の医療機関と連携します。

防犯や防災に対して、犯罪や災害発生時に地域と協力体制が取れるよう、日頃から関係づくりを進めます。福祉避難所の役割を果たすため、各種マニュアルや事業継続計画の整備、防災訓練や研修を計画的に行います。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

区役所との連携で、区防災計画に基づき、福祉避難所の開設訓練の実施を計画的に開催し、地域の方々とも協力して実施していきます。発生時を想定して、定期的に参集訓練を実施しています。福祉避難所としての備蓄の準備や管理を適切に行っていきます。福祉避難所の役割を果たすため、「福祉避難所開設・運営マニュアル」の作成及び更新、防災訓練や研修を（年2回）計画的に行います。安否確認の必要なケースについては、日頃から地区社協、地区民児協の方々と情報共有を行っていきます。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

担当地区で取り組まれている日頃の見守り活動について、活動や立ち上げ支援を行っていきます。地域での「防災拠点会議」等の定期的な会議に参加し、必要な支援を積極的に把握するとともに、住民一人一人が危機感を持って災害に備えられるよう、区役所・消防署・自治会町内会・地域防災拠点運営委員会等の多様な団体と協力して啓発事業を行います。

地域包括支援センターで把握した個別ケースや、介護保険事業者等のサービス提供から把握した支援が必要な方を地域の見守りの取組につなげます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたった対応を心がけるとともに、介護保険サービス事業者等に対しても公正中立な立場にたち、利用者やその家族に介護保険サービス事業者を紹介する際は、偏りが生じない様に情報提供します。法人で定めた『コンプライアンス推進ハンドブック』を全職員が携行し、日常的に自己点検します。・施設利用時の貸館予約に関して、窓口や貸館団体連絡会等において意見を伺い、公平に対応をします。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

利用者アンケート（毎年実施）やご意見箱の設置、日常的な利用者とのコミュニケーションの中から意見を収集し、改善に繋げます。要望や苦情は業務改善の機会と捉え、部門会議等で検討し、改善に取り組みます。利用者アンケートについては、その結果をもとに改善計画を立て、改善に向けた取組を「改善宣言」として定め、アンケートの集計結果とともに施設内に掲示します。苦情については、法人の定めた「苦情解決規則に基づく苦情・相談対応マニュアル」に沿って、受付担当者、実務責任者（所長）、所管部長、苦情解決推進チーム、総括責任者の流れでその解決にあたります。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「個人情報取扱マニュアル」により、適切に個人情報を管理・使用します。法人の運営状況を、本会ホームページで公開し、事業計画・事業報告の冊子を窓口に設置する等、積極的に情報公開へ取り組みます。パソコンを廃棄する際は、職員立会いのもとデータを確実に消去します。

本会主催のL G B T・ハラスメント研修などの人権研修へ定期的に参加し、当事者の状況や背景を受け止め、さらに伝達研修により職員全体の意識向上に取り組むことで、全職員の意識啓発を進め、多様性を認め合う社会づくりを目指します。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 環境への配慮

ごみの少量化・分別・リサイクルへの取組（ヨコハマ3R夢）を進めるため、ごみ自体を減らすとともに、ごみを排出する場合は適切に分別を行い、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。また、リサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

地球温暖化への対応（横浜市地球温暖化対策実行計画の推進）として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。

2 市内中小企業への優先発注

業務委託や物品購入などの発注については、横浜市中小企業振興条例と本会経理規程に基づき、中小企業への優先発注を意識した取扱いを行います。特に100万円以上の費用が発生する契約については、市内中小企業を優先指名することを規定した本会業者指名基準要綱に則り、本会業者選定委員会においてその対象となる業者を選定しています。

3 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達については、法人として『よこはま障害者共同受注総合センター事業』を横浜市から受託し、企業や行政等からの市内対象施設への受注促進等に取り組んでいますが、本施設においても物品調達の際は、エリア内を中心とした障害者就労支援施設等へ発注します。

4 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、法人として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を

発揮できる雇用環境づくりを進めています。本施設の運営においても、職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的及び不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5 障害者の就労推進

法人として定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、法定雇用率を達成（令和元年6月現在3.42%）しておりますが、今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働く職場づくりを目指し、本会全所属における雇用推進に取り組んでおります。就労支援センター等とも連携し、各施設における障害者雇用推進に取り組んでいます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

各時間帯・各部屋が市民の福祉保健活動に有効活用されるよう、各部屋の特徴や設備・貸出物品などの情報提供を行い利用者数の増加を目指します。またA1サイズの月間スケジュールを作成し当月の事業やイベントを館内に掲示します。また、地域包括支援センター、地域活動交流や生活支援体制整備事業や、居宅介護、通所介護部門それぞれが地域の方に活用していただけるよう、情報提供にあたり様々な媒体（施設パンフレット、広報紙「おおむぎこむぎ」、各講座のチラシ、ホームページ等）を使用して、必要な人に必要な情報を提供します。

連合や民児協の協力を得て各町内会等に情報がいきわたるよう定期的な班回覧や掲示を継続的に依頼していきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・外国人・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・外国人・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

「断らない相談支援」を目指しニーズの的確な把握や複合的なニーズへの対応など、幅広い相談に対応するとともに、日頃から区役所や関係機関と連携を図り顔の見える関係作りを行うことで、対象者への迅速な支援へつなげます。

- ・窓口及び電話等で寄せられる個別の相談、地域の様々な会議の場、自主事業及び施設利用団体の活動等、あらゆる機会を捉えて相談・支援につなぎます。
- ・地域の身近な相談窓口として高齢者、子ども、障害児・者及び生活困窮者、ひきこもり等分野を問わず、まずは身近な相談者として受け止めます。高齢者に関する相談は地域包括支援センター業務を通じて具体的な支援につなげていきます。

5 職種会議で地域の特徴やニーズを整理するとともに、様々な相談者に対する情報提供の手法を取り組みます。地区社協、地区民児協定例会等に積極的に出席することや、広報紙やインターネット媒介を活用することで、的確な情報提供に取り組みます。

- ・外国人居住者に対しては、区社協やボランティアセンターと連携し、地域のネットワークを適切な対応ができるように隨時検討をしていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザを運営する上で、区役所や地域内の関係機関及び区内各専門機関との連携が最重要であると考えています。日頃からの顔の見える関係づくりに努めるため、双方向での情報把握や連携した関係づくりを目指します。

- ・区役所・区社協を中心とした関係機関との協力を深め、地域アセスメントシートを活用し、地区支援チーム会議を地域支援の軸として開催していきます。
- ・エリア内の麦田清風荘・竹之丸地区センター等関連施設との連携を深め、個別の相談や対応を検討していくとともに、事業と一緒に検討していきます。
- ・所内においては、地域ケアプラザが日常生活圏域における地域支援を進めるため、本会が作成した「地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携編～」の考え方により、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業と連携し、地域課題の把握、地域支援業務を進めます。毎月、所長を含めた5職種会議により情報を共有し、タイムリーに各事業や地域の会合、出前講座等の振り返りを通して地域支援の方向を検討していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

区社協、地域ケアプラザが一体となり、住民活動の拡充や専門機関も含む支援体制の整備を進め、必要な地域活動を住民とともに考え、組織化や活性化（つながりづくり、担い手の育成、新規事業化など）を支援・協働していきます。また、様々な場面で各種地域行事等を職員で分担し、築いたネットワークや各種関係機関との連携を深め地域に対してきめ細やかな支援を進めます。

- ・5職種を中心に、地区社協、連合、地区民児協の会議や行事、地域のサロンや食事会にも積極的に足を運び、地域の現状と今後の課題を整理していきます。地域におけるニーズ、社会資源や特性をふまえて、住民と一緒に検討し、課題の解決に向けた支援をします。
- ・ホームページや広報紙、パネルなどを用いて、地域ケアプラザ事業に留まらず、各地域の活動内容などを積極的に情報発信します。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区の事業等に積極的に参加・協力し、区政運営方針（誰もが安心と活力を実感するまち中区～住んで良し、働いて良し、訪れて良し～①安心して暮らせるまち②共生の推進③活力を生む地域の賑わいづくり）の実現のために各関係機関と協働を進めます。

地区支援チーム会議（毎月）では地区支援、定例カンファレンス（毎月）では個別の支援策の検討と情報を共有します。また日頃のケース相談も随時行います。それぞれの役割を明確にし適切な支援へつなげていきます。また、区役所主催の会議・研修にも積極的に参加・出席し、ケアプラザが把握した地域課題や現状を発信していきます。

力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

第4期中区地域福祉保健計画「中なかいいいネ！」における地区別計画策定で地区支援チームの一員として、計画推進の2本の柱である「えん結び」と「元気」の土台をつくるため区役所・区社協とともに、計画の推進に積極的に取り組みます。

地域ケアプラザは、最も地域に近い福祉施設としての位置づけを意識して、地域情報の収集とケアプラザの機能を活かした支援を継続していきます。

・区計画における地区別計画の推進の支援を行います。昨年12月より発足した地区別計画のプロジェクトについても事務局として支援をしていきます。地域での取組みが住民にとってより身近なものとなり、推進されるよう地区社協の支援を主軸に考え進めていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・こども・外国人・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

高齢者

現在実施している事業を継続支援しながら今後の社会情勢や地域のニーズを把握し、新たな福祉保健活動の開発や実施に取り組んでいきます。

○「ふれあいサロン」（地区社協共催）

高齢者のみ世帯、一人暮らし高齢者を対象とし、介護、ひきこもり予防を目的としたサロンを月1回実施します。プログラム内容の相談、ボランティアの紹介、高齢者見守りの機能として果たせるよう活動支援を行います。またケアプラザでも広報紙に掲載するなどの周知も支援していきます。

○「月曜喫茶室」

ボランティアグループが月2回、高齢者を対象とし、認知症及び介護予防を目的としたサロンを実施します。ボランティア同士が役割分担しながら、新規ボランティアの受け入れ態勢ができるようにするなど自主化に向けた支援をしていきます。

○「麦麦ハッピーくらぶ」

高齢者を対象とし、ひきこもり予防、趣味や生きがいづくりを目的としたサロンで地域との顔の見える関係作りやニーズ把握をする場として月1回実施します。新規ボランティアの育成の場としても活用していきます。

子ども

少子化が進む中、子育て中の親子が孤立せず、地域の中で地域住民とともに子どもを育んでいける環境づくりや支援をしていきます。

○「むぎた子育てサロン」（地区社協共催）

未就学児とその親、妊婦を対象とし、お母さん同士の情報交換や仲間づくり、リフレッシュを目的としたサロンを月1回実施します。地域のボランティアと一緒に子どもの見守り、子育て相談が気軽にできるような環境づくりを支援します。気になるこどもや母親について主任児童委員や区役所とも共有していきます。消防署による小児救急の話や警察による自転車の乗り方、子育て世代の関心の高い講座など関係各機関とも協働して実施していきます。

○「西之谷読み聞かせ会」（地区社協・西之谷町内会共催）

未就学児とその親、妊婦を対象とし、西之谷町内会の会館を利用し、絵本や紙芝居の読み聞かせ会を月1回実施します。ケアプラザから遠い場所でのサテライトとして子どもの見守りや子育て相談もできるよう会の内容や運営の後方支援をしていきます。

障害児者

障害のある方が地域で孤立することなく、自分らしく暮らすために、障害がある当事者と地域住民との交流の機会を増やし、相互理解と普及啓発に取り組んでいきます。

○「クラブQ」（中区障害者生活支援スペース“ぽーと”共催）

就労している障害者を対象とし当事者の余暇活動を月1回「中区障害者生活支援スペース“ぽーと”」やボランティアと一緒に外出をし、地域での関わる機会を増やすことで理解を深めていきます。

○「障害者の理解と普及啓発講座」（山手オープンタウン共催）

地域住民を対象に地域住民団体「山手オープンタウン」と一緒に障害児者の理解と普及啓発のための講座や地域のイベントに障害がある当事者と共に手伝いや参加することで顔の見える関係作りの支援をしていきます。

ボランティア

様々なボランティア発掘の機会を設け、活動を通じて地域とつながり、生活の楽しみや喜びを得られることで自主運営の意欲にもつながるような支援をしていきます。

○「ボランティアのためのD I Y講座」

地域住民を対象にボランティアの人材発掘や育成を目的とした講座を実施し、地域の活動につなげていきます。「困りごと引き受け隊」など生活のちょっとした困りごとを解決するグループへの紹介にもつなげ、支援をしていきます。

○「傾聴ボランティア講座」

地域住民を対象としボランティアの人材発掘、育成を目的とした講座を実施し、地域の活動につなげるとともに地域住民へ訪問して傾聴することも視野に入れ見守り活動にもつなげていきます。

○「シニアボランティアポイント登録研修会」

地域の65歳以上の住民を対象とし、ボランティアの人材発掘、育成を目的とした研修会を実施し、ボランティア活動を行うまでのメリットや活動の場の紹介、ボランティアを実施している方の体験談などを紹介しボランティア活動のモチベーションをあげ、継続活動につなげていきます。

○「ボランティア交流会」

ケアプラザでボランティア登録した地域住民を対象にボランティア同士の横のつながりをつくり、ボランティアのモチベーション維持や悩みなどの相談できる場として毎年実施します。ボランティア登録の更新もあわせて実施し、ボランティアの状況変化などの把握もしていきます。

その他

○子育て世代のニーズによって「親子の食育講座」、「育児講座」を子育て支援拠点「のんびりんこ」、「市立保育園」、「ヘルスマイト」など関係各機関と一緒に実施します。

○全世代に关心の高かった防災について学校関係者や地域住民一緒に事業を実施することで、障害者や外国人を含め多種多様な人を理解し、地域住民同士のお互いの理解を深める事業を展開していきます。災害時だけでなく住民同士のゆるやかな見守りができるようにつなげていきます。

○「登録団体交流会」

施設利用登録団体を対象に福祉保健活動の推進を目的に毎年実施し、地域の活動やケアプラザの自主事業などでボランティア活動の場と提供し、活動の場を広げていけるよう、支援します。

地域の居場所づくり事業の活動支援

地域にある下記にあげている活動場所へ定期的に訪問し継続して活動ができるよう、運営、活動、広報などの支援を適宜行っていきます。

<食事会>

○「第3地区お楽しみ食事会」(地区社協主催) ○「柏聖会」(柏葉) ○「よつば会」(本牧緑ヶ丘) ○「満福うえのまち食堂」(子ども食堂)

<サロン、老人会等>

○「木曜サロン」(きらく会、仲尾台・豆口台・滝之上) ○「緑の喫茶室」(本牧緑ヶ丘)
○「火曜喫茶室」(豆口台上町) ○「鷺竹クラブ」(鷺山・竹之丸) ○「J O Y サロン」(麦田町)
○「百ヶ寿会」(上野町3, 4妙香寺) ○「福寿会」(西之谷) ○「大立成人クラブ」(大和町立野)
○「老松クラブ」(上野町1, 2東部) ○コミュニティカフェ「おしゃべりば」

<健康づくり等>

○「歩こう会」(第3地区保健活動推進委員) ○「西之谷クラブ」(元気づくりステーション)
○「上野町健康クラブ」(上野町1, 2東部) ○「柏葉公園グランドゴルフ」○「老松グランドゴルフ」

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザの貸館事業が、地域の方々に有効に利用していただけるよう最新の空き状況の提供を行っていきます。ご利用される団体からの意見や要望を、窓口や貸館団体交流会等を通じて伺う機会を設け、いただいたご意見を施設運営に反映していくことで、利用される方々の視点に立った施設づくりを目指します。

- 1 福祉保健活動団体や地域団体に効率的にご利用いただけよう、最新の貸館の空き情報について、引き続き、掲示していきます。
- 2 利用団体向けアンケート結果に基づき、改善に努めています。結果と改善については会場利用団体交流会などでお伝えする他、館内に掲示します。
- 3 来館者にボランティア活動を紹介できるよう、新規参加が可能な団体を掲示板などで紹介していきます。
- 4 経年劣化や故障などで不備のある備品を更新し、安全な利用につなげます。
- 5 貸し館の利用方法について年1回以上、広報紙等で周知していきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

地域活動の担い手不足の状況も踏まえ、ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域福祉保健計画 地区別計画などから挙げられる、「必要とされる地域活動」を担う人材の発掘・育成を念頭に、これまで地域の福祉保健活動に参加したことが無い方に対して、情報を提供することで参加のきっかけ作りを行うなど、関係機関や地域団体と協力体制を整えてボランティアの発掘や育成を実施します。

個人ボランティアの活動支援や相談に対して、区社協のボランティアセンターと連携し対応していきます。定期的なボランティア登録者の更新を行い、継続的に関わっていきます。

新たに立ち上がった「困りごと引き受け隊」においては、主に男性の担い手が多く、メンバーそれぞれが得意なことを生かして活動しています。今後も活動支援を続けるとともに、新たなボランティアが参加できるよう、講座や研修等の機会を作ります。

また、第3地区は一人暮らし高齢者の数も多く、個人宅における傾聴のニーズも増えてきています。ボランティア側も傾聴に対する関心が高いため、傾聴ボランティア養成講座や、他ボランティア団体等の交流など、住民が傾聴の技術を習得したり、振り返る機会を提供します。また、傾聴のニーズを抱える方がケアプラザにつながるよう、居宅介護支援事業所等の福祉事業所や、民生委員との連携を図ります。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地区社協などの地域の会合や地域サロン・食事会等（地域の事業など）に参加した際には、活動記録や地域から得た情報などを地域支援記録に整理し、部門間での情報共有を行い課題把握に努めます。また、地域アセスメントシートを地区全体・単町別を別に作成し、単町別の課題と地区全体の共通する課題を整理します。見えてきた課題に対しては、5職種で支援方針を検討し解決に向けた取組を進めています。

貸館利用団体懇談会や地域サロン連絡会などの開催により、地域活動団体同士の情報交換や情報提供の場として活用するとともに、団体同士の協力・連携などの関係づくりを進めます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

- ・ 担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

1. 高齢者が集うサロン・食事会に積極的に参加し、参加者と対話することで住民が感じているニーズを聞き取ります。
2. 高齢者が通う老人福祉センター・地区センター等の区民利用施設や、居宅介護支援事業所・デイサービス等の介護保険事業所等と連携を強化し、情報を共有することでケアプラザだけでは把握できないニーズの把握に努めます。
3. 生活支援コーディネーターだけでなく、所内の各職種が住民のニーズを聞き取り、地域支援記録等に落とし込み、職種間で共有し適切な支援につなげます。
4. 地区民児協の定例会には職員が毎月参加し、住民から民生委員児童委員に寄せられる生活上の困りごとを把握します。
5. 地区社協や自治会町内会等と連携し住民アンケート調査実施の検討を行うことで、住民が地域の実情を把握する機会を作り、必要な取組を住民主体で行えるよう働きかけます。アンケート実施においては、居宅介護支援事業所などの関係機関とも連携するよう努めます。
6. 総合相談においては、集計表を用いて相談内容から生活上のニーズを抽出し、高齢者のニーズ傾向や、年齢・地域特性によるニーズの差を分析します。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

- 民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

1. 5職種それぞれが多様な主体の社会資源について情報収集できるよう意識し、地域の活動に参加した際には住民が日常的に利用している商店や民間サービス等の情報収集を行います。
2. エリア内で活動している商店会の会合参加・イベント共催等を通じて、地域密着型の企業・商店との顔の見える関係を築き、情報収集を行うとともに、地域課題解決に向けたネットワーク構築を図ります。
3. 集めた情報は地域支援記録や地域アセスメントシートを用いて5職種会議等で所内の共有を図ります。また、地域支援チーム会議等では区社協・区役所とも情報を共有していきながら、マップ化等の分析も行います。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

1. 地域資源の把握・分析、総合相談の分析、地域住民からのヒアリング等の地域アセスメントを通して見えてきた課題を整理し、分かりやすい表現で地域住民や関係機関に伝えられるよう努めます。
2. 地域の活動等で聞いた一人一人の困りごとや総合相談を通してキャッチしたニーズを漏らさず課題としてとらえ、地域に向けて現状を伝えます。
3. 地区社協・連合・地区民児協等の地域活動の主体となることが多い団体に向けて研修・講座等を企画し、上記のアセスメントの結果を伝え、専門職と地域住民が地区の現状や課題を共有できる場を設けます。単町レベルにおいては、サロン等の地域活動に参加し住民と顔の見える関係を作り、役員会や老人会等での出前講座を積極的に行います。自治会町内会別の課題に応じて協議の場を設定し、新たな取り組みの検討を行います。
4. 地域課題解決のため、地域住民だけでなく企業・商店、NPO 法人等の多様な主体とネットワーク構築を行い、地区の現状に合った現実的で継続可能な取り組みが行えるよう努めます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

既存の活動・サービスが抱える課題を積極的に把握し、必要に応じて情報提供、ボランティア育成等の運営支援を行います。長年活動を続け、目的や活動の意義がわかりづらくなっている団体については、目的を再確認する機会を設け、活動継続のモチベーション維持に努めます。

福祉・保健分野以外のサービス提供、支援・活動等を行う企業、関係機関、団体等についても、福祉保健への関心を向けるような働きかけを行うとともに、地域の活動等につなげるなど、活動の幅を広げる支援を行っていきます。

地域課題解決に向けた新たな活動・サービスの創出については、協議体等を活用し住民が地域課題を自分事として捉えられる機会を作り、企業・商店・NPO 等の多様な主体が連携して取り組めるよう、ケアプラザのネットワークを生かしたコーディネートを行います。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【基本的な考え方】

地域の住民が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域へ積極的に出向き地域のニーズ把握に努めるとともに、住民の交流の場づくりや見守り活動を地域の方と協力し推進していきます。また、介護予防の取組や要介護状態になっても安心して生活を継続できるよう地域の関係機関と協力し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

1. 来所・電話相談では各職種の専門性を活かすとともに他部門との連携を行い、迅速に対応します。
2. 処遇困難ケースや虐待等が疑われる事例には、区をはじめとした関係機関と連携を図りながら予防的介入に努めます。
3. 民生委員児童委員や地域住民からの相談に迅速に対応し、積極的に対象者の実態把握に努めます。
4. 相談内容を共有化し円滑に相談対応できる体制づくりを行います。相談帳票等の管理については統計処理を含めて効率化を図り業務改善に取り組みます。
5. 地域事業や老人会などの集まりに積極的に参加し、地域の身近な相談窓口であることを周知するほか、地域住民との顔の見える関係づくりを構築します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1. ケアプラザでの講演会や出張講座を行い、認知症に関する正しい知識の普及啓発をして病態や対応方法、予防について地域での理解を深めていきます。
2. 出張講座としてこれまで出張していない老人会、商店街等で、認知症の理解や予防の取組みの等普及啓発を行います。
3. 福祉教育では、小中学生が認知症への理解を深められるよう講話を実施します。また、認知症サポーター養成講座の開催を計画的に実施します。各世代による認識や理解力が違うため対象者にあわせた普及啓発を実施します。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1. 区役所と包括とで定期的なカンファレンスを開催し、支援経過の共有や役割分担を行い、切れ目のない支援に努めます。
2. 認知症や成年後見制度等の理解を深めるため、サロンや食事会、講座開催など様々な機会を通じて高齢者に限らず広く地域に普及啓発を行います。
3. エンディングノート活用の仕方等の普及・啓発のため、関係機関等と連携して地域住民に向けた講座を開催する機会をつくります。
4. 家族への支援として「介護者のつどい」を開催（年4回）します。在宅で認知症の方、及びMCI（軽度認知障害）の方を介護している家族同士が介護における悩みなどを共有し、情報交換やリフレッシュできる場として実施します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

1. ケアマネジャーと地域をつなぐための支援を行い、ケアマネジャーが、高齢者の生活全体を継続的に支えることができるケアマネジメントを実践していきます。また、エリア内の地域活動者の中心となっている民生委員とケアマネジャーとの関係づくりの継続、他の関係機関とのネットワーク構築へと広げていきます。
2. ケアマネジャーと民生委員との顔の見える関係づくりを目的に交流会や勉強会を開催し、お互いの役割を理解し、連携強化につなげます。
3. ケアマネジャーに対し、ボランティアグループ等地域におけるインフォーマルサービスについての情報提供を行います。

■在宅医療・介護連携推進事業

1. 医療機関への個別訪問を実施し、顔の見える関係を作ります。またケアプラザPRを兼ねてパンフレットや包括職員の写真入りカードを置かせていただくことで連携強化につなげていきます
2. 医療機関に関する相談があった場合に適切な情報提供ができるよう、中区在宅医療相談室と連携します。
3. 中区在宅医療相談室における多職種連携会議や事例検討会、勉強会に参加し、医師や薬剤師などとの関係づくりと医療・介護の連携における課題検討を行っています。
4. 迅速な対応を必要とする独居や高齢世帯、認知症、虐待等の多問題ケースにおいて、地域の往診医や介護サービス事業者と連携し、適切な支援につなげます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1. 医療・介護の専門職や地域住民と検討を実施してきた個別地域ケア会議結果を自治会や地区民児協等の機関と成果の共有を行い、地域課題の把握と分析をしていきます。
2. 地域ケア会議から見出された課題に対し、地域ケアプラザ5職種、区役所、区社協とも連携し地域包括ケアシステムを推進していきます。
3. 個別レベルのケア会議を積み重ね包括レベルケア会議へと展開することや、協議体での具体策検討等を重ねていきます。
4. 包括レベルケア会議では地域住民も含めた各職種の相互理解と連携が進むよう、同じ目標に向かって協働した成功事例等を共有していきます。見守り支えあいの重要性を意識し、日頃より外出機会の少ない方や認知症の方が安心して暮らせる町を目指していきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

適正なケアプラン作成のため、プランナーの資質向上に向けた研修を定期的に実施します。また、公正・中立な立場を基本に居宅介護支援事業所への委託は、委託先が偏らないように幅広い事業所へ委託します。

ケアプラン作成については、地域で行われる活動への参加もプランに加えることで、地域全体でその方の介護予防が進められるよう意識したプラン作成を心がけます。

委託の場合の選定方法

指定居宅支援事業者への業務委託については利用者の意向を最優先に考え、委託先事業所のサービス提供体制等の諸状況を勘案し特定の事業所に偏らないように調整を行います。利用者および委託先の介護支援専門員には、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が初回介護予防ケアマネジメント実施時の立ち合いや、サービス担当者会議に参加します。また、モニタリング、評価結果などを活用し継続的に関わっていきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

体力向上・認知症予防などの介護予防講座や体操教室等を企画・運営することで、介護予防に対する意識づけや取り組むきっかけづくりを進めます。また、講座や事業の終了後も継続して自発的な介護予防への取組につながるように支援します。

横浜市が『健康長寿日本一』を目指した取組として実施している「よこはまウォーキングポイント事業」「よこはまシニアボランティアポイント」等のよこはま健康スタイル推進事業について周知し健康増進を進めていきます。

- ・地域の食事会やサロンなどに出向き、介護予防講話や健康体操を始めとする普及啓発を今後も実施します。
- ・介護予防講座の開催を通じて意欲的に取り組むことができるよう適宜相談対応やフォローアップ講座を開催します。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

個別の課題を地域で支える仕組づくりとして、地域ケア会議を開催し介護保険事業所、民生委員、商店街関係者、警察、郵便局等、多様な社会資源とネットワークを形成しそれぞれの役割を明確にし支援につなげます。

医療機関からの相談に関してもカンファレンス参加を通じて、各事業所や地域の社会資源を調整します。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

介護保険法の目的に添い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うと同時に、利用者の家族が身体的、精神的負担を軽減できるよう介護計画（居宅サービス計画）を作成します。身近な相談・支援の窓口としての機能が発揮できる居宅介護支援事業所を目指します。

1 尊厳の保持・自立支援の視点

- ・利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）が送れることを目標にして、居宅サービス計画を作成します。
- ・また、介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動等のインフォーマルサービスも積極的に活用します。

2 多職種、関係機関との連携

- ・区や地域包括支援センター、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を図ります。また、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ、公正中立な立場で対応します。

3 個別課題から地域課題へ

- ・利用者支援を通じて把握した個別課題を整理し積み重ねていくことが、地域課題の把握につながるを考えます。そのため、整理した個別課題を地域包括支援センターや区、区社協に発信するとともに、地域の社会資源である居宅介護支援部門として、他部門と連携し地域課題の解決に取り組みます。

4 研修・情報共有による人材育成

- ・定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

法人内研修：事例検討研修、課題整理総括表研修等

所内研修：施設見学・アセスメント・対人援助技術研修等

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

本会の理念に基づいたデイサービス提供方針により、利用されるお一人お一人の生き方を大切にし、その人らしく活き活きと健やかに過ごせるようにサービスを提供します。また、ご家族に対しては単なるサービス提供の場ではなく、安心して生活上の相談ができる身近な窓口として、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように取組ます。

1 自立支援・重度化防止の視点

- ・ご自身でできることを増やし、ご自宅で生き生きと過ごしていただけるように利用者の意欲や能力を引き出す支援に努めます。一人ひとりの状態をアセスメントし、その人に必要な支援内容を検討、ご自身の“できる”を奪わない支援に努めます。
- ・体操や歩行訓練では、ご自宅での生活を送るために目的のある動作を取り入れます。歩行訓練では機能訓練指導のため看護師がついて行うほか、廊下に運動プログラムを張り出し、運動したい時にできるよう工夫します。
- ・個別性を尊重し、ご自身で選択・自己決定できるように選択制プログラムを提供します。
レクリエーション内容：カラオケ・囲碁・将棋・オセロ・脳トレーニング・作品制作等

2 地域住民、関係機関との連携と福祉人材育成

- ・地域に開かれた施設として、ボランティアを積極的に受け入れます。また、小中学校の実習、体験の受け入れ、利用者との交流を図るとともに、高齢者や認知症理解のきっかけづくりを行います。
- ・教員免許取得実習生や医療、福祉系専門学校からの実習生、横浜市職員研修や企業の新入社員研修等幅広く受け入れ、次の世代を担う人材育成に協力します。
- ・健康体操、レクリエーション、福祉用具の使い方、介護技術介護技術等の講師として職員が地域に出ることで、地域福祉の推進に寄与するとともにデイサービスを知っていただくきっかけづくりを行います。

3 職員の資質向上

- ・本会の研修計画にプラザ独自の研修プログラムを設定し、習熟度に合わせた研修に参加できる体制を整えます。また、研修参加が難しい職員に対しても会議等を通してミニ研修を実施し、専門職としての知識・技術を向上するよう努めています。

研修内容：コンプライアンス研修・感染症研修・認知症ケア研修・マナー接遇研修・虐待防止研修等

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

1 人件費

地域活動交流部門は当該地域における地域福祉を住民とともに推進し、地域包括支援センターは専門部門として相談や事業を実施していきます。各部門の効果的な業務推進、質の高いサービス提供ができるよう、経験と知識のある職員の配置が可能な額を積算しています。

2 事業費

事業計画を基本に、講座の材料費相当分など、受益者負担も適正に徴収することとして費用を積算しています。期中における新たな取組による費用発生も想定されますが、限られた人員の中で事業を拡大し続けることは困難であるため、既存事業も見直しながら予算の範囲内で執行できるよう努めます。

3 事務費

特に施設利用者の使用する備品類の劣化が進んでいるため、指定期間中に計画的に更新できるよう費用を配分しています。光熱水費は、引き続き省エネを徹底することで費用の増額は見込まずに積算しています。

4 管理費

利用者の安全性、快適性に直結する設備保守費用、清掃費用は不足することがないよう、前指定管理期間中の金額を基本に積算しています。

以上のような費用積算の考え方により費用を積算し、指定管理料の不足分は介護保険事業の利用料収益を活用して充当する計画としています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用について

経験豊富な職員を地域包括支援センター等、指定管理料での事業部門に配置することとし、指定管理料に不足分が生じた場合には、介護保険事業における収支差額（収益）を充て、質の高いサービスを提供します。

また、上記の充当後の収支差額（収益）を、地域活動の推進に取り組む財源として活用することを検討します。

2 運営費の効率性について

(1) 一括入札・契約の実施

市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き、建物・設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的な運営費の執行に努めます。

また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の節減に努めています。

(2) 省エネの徹底

利用者の快適性を損なわない範囲で節電、節水を徹底して費用の縮減に努めます。

(3) 契約における競争性の確保

本会経理規程に則り、保守管理契約はもとより、施設単体で契約する備品や消耗品の購入に至るまで入札や見積もり合わせを行って業者の競争性を確保し、経費の縮減に努めます。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進による効率性の向上

ノー残業デー、年休取得目標の設定などワーク・ライフ・バランスを推進することで、各職員の業務の効率性を向上させ、職員の定着率を上げるとともに超過勤務経費の縮減を図ります。

(5) スケールメリットを活かした職員採用、育成

職員採用の事務と職員育成のための研修を法人が一括で行うことで、施設単位での職員採用、育成に係るコストを軽減します。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

1. 総合相談において、課題を抱えた方の早期発見・早期対応につなげられるよう、職員の写真入りの「包括カード」をエリア内の商店会や近隣クリニックへ配布しました。また、自治会町内会の役員会や老人会にてケアプラザの機能周知や介護保険制度の出前講座を実施しました。
2. 高齢者住宅で相談員との共済事業「フロレスタ茶房」（地域の脳トレリーダーによるコグニサイズ、フリートーク、地域ケアプラザからの暮らしや健康に役立つ情報提供等）を通じて住民の現状把握に努めました。相談員との関係構築、連携強化、ケアプラザ機能の周知にもつながりました。
3. 高齢化率が高い上野町では、介護予防講座を自治会館へ出張して行ったことがきっかけとなり、老人会主催による「上野町健康クラブ」が立ち上りました。また、高齢者が集える場づくりが課題となっていた麦田町では「むぎた JOY サロン」の立ち上げを支援しました。主に保健師と生活支援コーディネーターが運営に関するアドバイスや情報提供を行い、活動が継続されています。
4. 個別ケースの分析や地域住民との話し合いにより課題として挙がっていた、“日常のちょっとした困りごとが解決できる仕組みづくり”をテーマに協議体を実施し、「困りごと引き受け隊」が発足しました。活動を通して、これまで解決できなかった生活上の困りごと解決につながっているだけでなく、ボランティアと依頼者の新たなつながりも生まれています。
5. 子育て世代に対しては、毎年エリア内の保育園と共に親子を対象とした講座を開催しました。その他、企業と共に「未来をつくるワークショップ」では、子ども向けのイベントと、親世代を対象としたワークショップを実施しました。ワークショップでは、子どもがより豊かで安心できる生活をするために必要な取り組みを検討し、地域で住民と企業が協力して出来る具体的な活動の案が出ました。今後、企業と連携を続け、住民や学校等とのネットワークを生かして幅広い住民が参加できる活動を目指します。
6. エリア内の障害者支援団体や商店が集い、障がいの理解啓発を目指す団体「山手オープンタウン」に参加しました。町内会祭礼時には障害者がスタッフとなったブースの出店を支援し、商店街の店舗を活用した障害者の理解啓発イベントも実施しました。ケアプラザだけで実施するのではなく、地域のネットワークを生かした活動を行うことで、より多くの住民が障害者とふれあえる機会を提供できています。
7. これまで地区全体を対象とした食事会・サロンは民生委員児童委員が一手に引き受けていた

状況でしたが、ボランティア交流会開催の支援、ニーズに応じたボランティア育成講座の開催を通して新たな担い手が参加につながりました。

8. 連合・地区社協・地区民児協の各団体の役割や関係の整理を行いました。特に地区社協に関しては事業の多くは地区民児協の委員が中心に行っていました。そのため、地区社協に対する理解を得られるよう自治会町内会長・副会長に向けた「地区社協研修」を区役所・区社協と連携して実施しました。その後、地区社協組織を見直すよう会長・副会長らと打ち合わせを重ね、会計の整理・組織体制の整備を行ったほか、連合との協力体制に向けて地区全体の事業見直しが進んでいます。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

平成 28 年度から平成 30 年度まで、資格要件を満たした職員の適正配置ができています。

様式3

指定管理料提案書及び収支予算書
(横浜市麦田地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	12,357,500
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	149,000
事業費(税込)	地域交流事業、世代間交流、ボランティア育成・支援事業、障害児者余暇支援事業、子育て支援事業等	2,500,000
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	100,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	5,800,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△149,000
施設使用料相当額 ※ 2		△3,587,500
合 計		17,644,000

※ 1 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※ 2 : 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	[REDACTED]
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	[REDACTED]
事業費（税込）	協議体、ネットワーク構築等生活支援体制整備事業	[REDACTED]
事務費（税込）	備品費、通信運搬費、研修費等	[REDACTED]
合 計		5,802,000

※ 3 : 生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	20,778,999
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	4,382,000
事業費(税込)	権利擁護啓発事業、包括的継続的ケアマネジメント事業、介護予防普及啓発事業、介護者教室等	1,268,001
事務費(税込)	備品費、通信運搬費、複合機リース、事務消耗品費等	100,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	1,368,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△4,382,000
合 計		24,271,000

※ 4 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	講師謝金、会場使用料、消耗品費等	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	17,644,000	17,644,000	17,644,000	17,644,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	24,271,000	24,271,000	24,271,000	24,271,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	47,871,000	47,871,000	47,871,000	47,871,000
内 訳	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	4,680,000	4,680,000	4,680,000	4,680,000
		居宅介護支援 事業	15,420,000	15,420,000	15,420,000	15,420,000
		通所系サービス 事業	98,366,000	98,366,000	98,366,000	98,366,000
	その他収入	0	0	0	0	0
収入合計(A)		166,337,000	166,337,000	166,337,000	166,337,000	166,337,000
内 訳	人件費	119,018,000	119,018,000	119,018,000	119,018,000	119,018,000
	事業費	10,349,000	10,349,000	10,349,000	10,349,000	10,349,000
	事務費	1,013,000	1,013,000	1,013,000	1,013,000	1,013,000
	管理費	31,651,000	31,651,000	31,651,000	31,651,000	31,651,000
	消費税等	4,302,000	4,302,000	4,302,000	4,302,000	4,302,000
	その他	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
支出合計(B)		166,337,000	166,337,000	166,337,000	166,337,000	166,337,000
収支(A-B)		0	0	0	0	0

様式 4-1

団体の概要

(令和 2 年 1 月現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはまししゃかいふくしきょうぎかい) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会		
所在地	〒231-8482 横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地		
設立年月日	昭和 26 年 3 月 (昭和 28 年 3 月 社会福祉法人認可)		
沿革	昭和 56 年 社会福祉センター (ボランティアセンター・情報センター ・研修センター) 受託 福祉情報紙「福祉よこはま」発行 昭和 59 年 地区センター・老人福祉センター受託開始 平成 3 年 在宅支援サービスセンター (現: 地域ケアプラザ) 受託開始 平成 6 年 地域福祉活動計画 策定 平成 9 年 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」開所 平成 10 年 横浜生活あんしんセンター開所 平成 16 年 (財) 在宅障害者援護協会が統合し、障害者支援センターとして設置 平成 25 年 中長期的な組織・活動の方針「長期ビジョン」を策定 平成 26 年 横浜市地域福祉活動計画を横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定 平成 28 年 生活支援体制整備事業受託 平成 30 年 第 4 期横浜市地域福祉保健計画		
事業内容等	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 横浜生活あんしんセンター事業の実施 (9) 横浜市老人福祉センターの受託経営 (10) 横浜市地域ケアプラザの受託経営 (11) 障害者支援センター事業の実施 (12) 障害者更生センターの受託経営 (13) 横浜市福祉保健研修交流センターの受託経営 (14) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の受託経営 (15) 横浜市社会福祉センターの受託経営 (16) 横浜市地区センターの受託経営 (17) 生活支援体制整備事業の実施		
法人税、消費税及び地方消費税滞納の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
財政状況	年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	総収入	25, 215, 194, 127	17, 849, 621, 296
	総支出	24, 660, 464, 338	19, 084, 630, 470
	当期収支差額	554, 729, 789	- 1, 235, 009, 174
	次期繰越収支差額	3, 336, 778, 438	2, 101, 769, 264
連絡担当者	【氏名】	【所属】	【FAX】
	【電話】	【E-mail】	
特記事項			